

報道各位

新潟市福祉部障がい福祉課

障がい福祉サービスの個別支援計画作成手順の不備について

この度、新潟市法令遵守審査会（以下「審査会」という。）への公益目的通報に基づく審査結果を受け、新潟市明生園（以下「明生園」という。）を調査したところ、個別支援計画※¹作成の不備があったことが判明し、介護給付費の国・県への返還が必要となる事案が発生しました。

1 不備の内容

- (1) 明生園において、令和5年3月までの間、個別支援計画の作成に不備があった。
 - ・個別支援計画作成に必要な「原案」作成の手順を欠いていた。
 - ・上記原案がないため、個別支援計画作成に必要な「個別支援会議※²」の開催要件を欠いていた。
- (2) 上記(1)のことについて、障がい福祉課が適正な指導をしなかった。
 - ・令和4年12月の実地指導において、個別支援計画作成の不備についての口頭注意は行ったが、介護給付費返還の指導をしなかった。

2 経過

- 令和4年11月 市への情報提供により覚知
- 令和4年12月 障がい福祉課・福祉監査課が明生園へ実地指導を実施
 - ・個別支援計画を適正な手順で作成するよう口頭注意を行う
- 令和6年 1月 障がい福祉課が明生園へ事業所訪問を実施
 - ・上記の口頭注意の内容について、是正を確認
- 令和7年 1月 審査会への公益目的通報
 - ・個別支援計画の不備による給付費返還について
- 令和7年 9月 審査会から公益目的通報の審査結果が報告される
- 令和7年10月 審査結果を受け、障がい福祉課が明生園を調査

※1 個別支援計画

障害者総合支援法に定められる障がい福祉サービスの提供に必要な計画で、利用者に対して適切な支援を行うため、事業所が利用者やその家族の意向を踏まえて作成するもの。作成の手順に不備があった場合は、介護給付費の返還となる。

※2 個別支援会議

利用者や支援関係者参加のもと、原案の内容を確認し、意見を求める会議。

3 調査結果

障がい福祉課が下記内容を確認した。

- ・個別支援計画作成手順の不備を確認(1(1)記載のとおり)
- ・返還対象となる介護給付費は、令和5年3月以前の利用者70名分となることを確認
- ・令和5年1月から順次是正され、同年4月以降は全利用者の是正を確認
- ・この不備による利用者への影響は無いことを確認

4 原因

- (1)明生園において、個別支援計画の作成手順についての理解が不足していた。
- (2)障がい福祉課における当時の実地指導において、介護給付費の返還が必要となる不備事項についての認識が不足していた。

5 市の対応

(1)介護給付費の返還

- ・返還額 約7,800万円(国:約5,200万円、県:約2,600万円)
返還対象期間は、令和2年11月から令和5年3月までのサービス提供月分
- ・返還方法については、令和8年1月以降に支給される毎月の介護給付費と相殺

(2)保護者向け説明会の実施

12月17日(水)に実施し、これまでの経緯と利用者への影響は無いことを説明

(3)再発防止策

- ・明生園における対応

障がい福祉サービスの業務全般について、適切に行うよう改めて確認する。

- ・障がい福祉課における対応

国の基準に則した指導の実施を徹底していく。また、明生園への定期的な訪問指導を行う。

- ・福祉監査課における対応

事案を確認した場合は、施設所管課である障がい福祉課と初動より連携し、適切な指導監査の実施を含む十分な指導ができるように取り組む。

【問い合わせ先】

新潟市福祉部障がい福祉課 榎本

TEL 025-226-1235